

公述意見の要旨及びこれに対する東京都の見解

多摩部 19 都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の原案を平成 26 年 5 月 16 日から平成 26 年 5 月 30 日まで公衆の縦覧に供したところ、都市計画法第 16 条第 1 項の規定により、公述の申出があり、平成 26 年 6 月 23 日及び 26 日に公聴会を開催した。その公述意見の要旨及びこれに対する東京都の見解は次のとおりである。

名称	公 述 意 見 の 要 旨	東 京 都 の 見 解
多摩部 19 都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針	<p>【改定の基本的な考え方について】</p> <p>(1) 50 年先の展望の概要を明らかにして、その中における 10 年間の都市マスを策定すべき。特に人口減少、少子高齢化社会の社会像が不明である。</p> <p>(2) 人口減少、少子高齢化という社会構造の大きな変化に対し、方針がない。社会構造の著しい変化を考えられない時代の都市計画は、大幅に見直されるべき。不要な都市計画は廃案とし、改めて将来に即応した都市計画を描き方針化すべき。</p> <p>【東京が目指す都市構造について】</p> <p>(1) 「環状メガロポリス構造の実現」という表現にみられるように開発偏重による住民不在の街壊し方針ではないかと感じる。少子高齢化が進行する将来社会において、環状メガロポリス構造は、都民の生活や福祉、生活環境の維持更新にどれほど役立つのか。</p> <p>(2) 集約型の地域構造への再編や、交通結節点などの生活拠点の形成を促進すること、生活拠点や生活中心地に生活機能の集積や商店街そしてコミュニティインフラを集中させることは、現に進行しつつある格差と貧困を助長する</p>	<p>(1)、(2) 本マスタープランは、50 年先を展望して策定した「東京の都市づくりビジョン」を踏まえ、2025 年を目標年次として策定するものである。</p> <p>今回の改定にあたっては、人口減少社会においても、子育て世代や高齢者を始め、だれもが活動しやすく、快適に暮らすことのできる都市づくりを進めていくため、身近な地域などにおける集約型の地域構造への再編の必要性を示すこととした。その上で、ゾーンごとの将来像や、特色ある地域の将来像について示している。</p> <p>(1)、(2) 環状メガロポリス構造は、環状方向の連携を強化することにより、東京圏全体で多様な都市機能を分担するものであり、経済活力を高めるとともに、環境的な負荷を低減する都市構造である。</p> <p>人口減少・少子高齢社会を迎え、都内すべての地域において、市街地が拡大し都市機能が拡散したままで、これまでと同様の多様なサービスを提供していくことは困難である。そのため本マスタープランでは、区部・多摩を通じて、集約型の地域構造へ再編していくことの重要性を示</p>

ことに繋がり、狭い地域内においての地域間格差を拡大することにならないか。

【ゾーンごとの将来像について】

- (1) 「新たな多摩のビジョン」との整合性を明らかにすべき。例えば、多数の大型団地等に対する計画的な取組が不明である。

【道路ネットワークについて】

- (1) 「都市計画道路の整備方針を踏まえ」とあるが、ここで言う「整備方針」とは何時策定されたものなのか。
- (2) 既存の道路の改良、再生の重視を含め、少子高齢化、労働人口減少の近未来の経済社会への適合を検討し、将来の交通需要に見合った道路整備計画を策定すべき。
- (3) 調布保谷線、府中所沢線、外環の2などの道路計画が本当に緑や住環境の保全となっているのか。歩いて暮らせるまちづくりを目指すには、「車中心」の考え方を転換する必要がある。
- (4) 道路整備が玉川上水の景観と環境を破壊している。景

し、区市町村と連携して生活拠点などの形成を進めていくこととした。集約型の地域構造への再編は、地域全体で、集約された都市機能や利便性を享受できるまちとしていくものである。

- (1) 本マスタープランでは、例えば大規模団地等については、「核都市広域連携ゾーンの将来像」において、「高度経済成長期に建設された大規模住宅団地などでは、更新に伴い、地域の課題に対応した日常の買い物、子育て支援等の機能導入を進める」こととしている。
その他の項目も含め、基本的な考え方は「新たな多摩のビジョン」と整合したものである。

- (1)、(2) 都市計画道路の整備方針については、その時点での最新の整備方針を踏まえることとなる。
現在、新たな整備方針について、平成 27 年度末の策定を目指して検討を開始している。この中で、渋滞の効果的な解消や高度防災都市の実現、安全で快適な道路空間の確保などの視点から、優先的に着手すべき路線の検討を行っており、策定されれば、新たな整備方針を適用していくことになる。

- (3)、(4) 本マスタープランでは、東京の市街地を集約型の地域構造へと再編するとともに、各市街地について公共交通網や広域的な幹線道路網の整備により有機的なネットワークの形成を図り、都市全体として、日常生活を支える都市機能と高度な都市機能を分担し提供することにより、

観や自然保護と共存するまちづくりのあり方を都民参加でもっと真剣に検討し直すことを要望する。

【都市計画道路の見直し等について】

- (1) 都市計画道路の整備と、都市の低炭素化、自然的環境、都市景観の保全は、必ずぶつかり合う。他県にならい、都市計画の見直しが必要。もう一度現在の基準で見直し、ぶつかり合う時には、廃止、ルート変更などを、柔軟に対応できるよう計画を進めてもらいたい。
- (2) 既定の都市計画を前提にした方針案では、「暮らしやすい生活圏の形成」や「環境負荷の少ない都市の形成」などは実現不可能。今現実に進められている都市計画道路小平3・2・8号線はコミュニティや豊かな自然を破壊するものであり、言葉だけが舞い上がっている。
- (3) マスタープラン内に、住民参加を高く位置づける文章を盛り込むことを提案する。情報公開は民主主義の基本であり、あらゆる都市計画に関する過程を透明化すべき。そのような方向性をマスタープランに明記すべき。

誰もが活動しやすい、快適に暮らすことができるまちの実現を目指している。

また、本マスタープランでは、道路の緑や公園などの都市環境と、山地、丘陵地、河川、海岸などの自然とが一体となって、水と緑の骨格を形成し、環境との共生を図る都市構造の実現を目指している。

さらに、本マスタープランは、都市計画法第6条の2に基づき、都が広域的な見地から都市計画の基本的な方針を定めるもので、都市計画の目標の中で、目指している都市の将来像を都民の方々にわかりやすく示すことで、個別の都市計画に対する迅速な合意形成と円滑な実現を目指すものである。

- (1)～(3) 都市計画区域マスタープランは、長期的な視点で都市の将来像を明確にし、その実現に向けての大きな道筋を示し、都市計画に位置づける法定計画であり、区域区分や、土地利用などの主要な都市計画の決定の方針を定めるものである。

個別の都市計画の見直し等に係る住民参加の方策や情報公開のあり方等については、必要に応じて、分野別の計画の中で定めるものである。

さらに、本マスタープランは、都市計画法第6条の2に基づき、都が広域的な見地から都市計画の基本的な方針を定めるもので、都市計画の目標の中で、目指している都市の将来像を都民の方々にわかりやすく示すことで、個別の都市計画に対する迅速な合意形成と円滑な実現を目指すものである。

【特色ある地域の将来像について】

- (1) 「特色ある地域の将来像」について、記述のある地区の根拠や、記述がない地区の理由が不明。

【計画策定の手続き、縦覧等の手続きについて】

- (1) 都民の声をもっと入れて頂きたい。本来であれば、地域の実情を把握している市が計画を立てるべき。例えば、住宅事情が逼迫しているとは言えないなかで、都市計画区域マスタープランに、土地区画整理事業などを推進するといい切ってしまうと、市は都の指針どおりに最初から誘導してしまう。
- (2) 今回の縦覧やホームページでの公表について、案の内容を冊子として手に取って見ることができず、各市役所の窓口やインターネット上での閲覧に限っているが、いわゆる情報弱者は、はじめから意見募集から除外されているようなもの。今後は、発表や意見募集の際の情報提供方法を改善してほしい。

【その他の意見】

- (1) 将来像が総花的であり、優先施策を策定すべきではないか。「像」を実現するための事業費と財源について明らかにすべきである。

- (1) 本マスタープランにおける「特色ある地域の将来像」は、今後 10 年間でまちづくりの動きが想定される拠点等について、市町との調整のもと、主要なものを記載している。

- (1)、(2) 原案の作成にあたっては、地元市町に意見照会を行い、調整を図っている。また、今回の改定にあたっては、より多くの都民の意見を伺うために、都市計画案の公告・縦覧に加え、案の作成の段階における原案の縦覧及び公聴会を開催することとし、併せて、ホームページによる意見募集を行うこととした。

都市計画原案の縦覧及び公聴会のお知らせについては、広報東京都への掲載のほか、プレス発表、東京都ホームページへの掲載、東京都や区市町村の窓口でのポスターの掲示やチラシ配布等を行った。更に、区市町村の協力のもと、区報や市報等にも掲載するなど、より多くの都民の目に留まるよう努めた。

- (1) 都市計画区域マスタープランは、都市計画法に基づき、都市の将来像や、区域区分、土地利用などの主要な都市計画の決定の方針を定めるものであり、事業の優先順位や事業費については、必要に応じて、分野別の計画の中で定めることになる。